

東京大学経済学研究科 特任助教（特定有期雇用教職員） 募集要項

本研究科では、特任助教を以下の要領で募集いたします。

| | | |
|----|----------|--|
| 1 | 職名及び人数 | 特任助教（特定有期雇用職員）1名 |
| 2 | 契約期間 | 2023年12月1日、もしくは以降の早い時期～2026年3月31日 |
| 3 | 更新の有無 | 無 |
| 4 | 試用期間 | 採用日から6か月間（給与・待遇に変わりはありません。） |
| 5 | 就業場所 | 東京大学大学院経済学研究科（東京都文京区本郷7-3-1） |
| 6 | 所属 | 東京大学マーケットデザインセンター（UTMD）※業務の都合により変更することがある。 |
| 7 | 業務内容 | マーケットデザインセンター（UTMD）における経済学分野の実証研究の関連業務（共同研究先とのリエゾン業務・書類作成・資料作成・データ分析）。センターとして行う研究教育業務と自身の研究業務の時間比率は75：25とする（但し、プロジェクトの都合により、時期によって多少の前後あり）。UTMDが結んだ民間企業との共同研究契約を生かし、各種の企業データを高度利用した実証研究を進め論文を執筆できる方を希望します。論文執筆の際は、共著者として加わっていただくことを想定しています。 当センターの研究業務概要については下記参照： https://www.mdc.e.u-tokyo.ac.jp/ |
| 8 | 就業日・就業時間 | 専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。 |
| 9 | 休日 | 土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） |
| 10 | 休暇 | 年次有給休暇、特別休暇等 |
| 11 | 賃金等 | 年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額60万円程度 ※資格、能力、経験等に応じて決定する。 通勤手当（支給要件を満たした場合、原則55,000円／月まで） |
| 12 | 加入保険 | 文部科学省共済組合、雇用保険に加入 |
| 13 | 応募資格 | 経済学ないし関連分野の博士号を取得した者、または1年のうちに博士の学位取得が見込める者。StataあるいはRあるいはPythonに関する知識は必須。そのほかフィールドでの実験や企業自治体等との共同研究の経験があると望ましい。 |
| 14 | 提出書類 | 以下の書類を1部作成 （1）東京大学統一履歴書（以下のURLからダウンロードし、作成すること。） （ https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html ） （2）研究経歴書（書式自由・英語可） 選考に関する連絡はすべてメールで行われるので、経歴書には連絡の取れるメールアドレスを必ず記載すること。 また、推薦者（問い合わせ可能な関連研究者）3名の氏名と連絡先を記載すること。 （3）代表的な研究論文1本（その旨明示して送付すること）。その他に参考資料として最大4本までの論文を提出可能。 （4）推薦状3通 |

| | | |
|----|-------------|---|
| 15 | 応募方法 | <p>メールタイトルを「UTMD特任助教応募書類送付」と明記の上、応募書類をメール添付により下記メールアドレスまで送付すること。</p> <p>メール送付先：market-design[at]e.u-tokyo.ac.jp ※[at]は@に変換すること</p> <p>東京大学大学院経済学研究科UTMD採用担当</p> <p>※2～3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。</p> |
| 16 | 応募締切 | <p>2023年6月19日（月）午前10時（日本時間）メール必着</p> <p>書類選考の上、合格者に対し面接を実施。</p> |
| 17 | 問い合わせ先 | <p>〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1</p> <p>東京大学大学院経済学研究科UTMD支援室 ※[at]は@に変換すること</p> <p>e-mail：market-design[at]e.u-tokyo.ac.jp</p> |
| 18 | 募集者名称 | 国立大学法人東京大学 |
| 19 | 受動喫煙防止措置の状況 | 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり） |
| 20 | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。 |